

第4期松山市ひとり親家庭等 自立促進計画

令和7年3月
松山市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の策定方法	2
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	5
1. 人口等の見通し	5
2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況.....	9
3. ひとり親家庭やこどもの貧困.....	19
4. こども・若者の意識の現状	25
5. これまでの取組の振り返り	30
6. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題	32
第3章 施策の展開	35
1. 施策体系	35
2. 事業一覧	36
第4章 個別計画記載事項.....	42
1. ひとり親家庭等の家庭生活及び職業生活に関する事項(ひとり親世帯実態調査結果)	42
2. ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本方針 ...	42
3. ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための具体的な取組.....	43
4. 成果指標.....	44
第5章 計画の推進	45
1. 市民及び関係団体等との連携等.....	45
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	46

※「第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」は、松山市こども計画に包含・一体的であるため、当該計画は、松山市こども計画内の該当する部分を抜粋して構成したものです。

第1章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」を対象として策定するものです。

本市では、平成21年3月に「松山市母子家庭等自立促進計画」、平成28年3月に「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」、令和3年3月に「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を「松山市子どもの貧困対策計画」と一体的に策定し、ひとり親家庭等の自立促進を図ってきました。今後も、これまでの計画の下での取組を引き継ぎつつ、ひとり親家庭や寡婦の自立支援を的確に、総合的に推進していきます。なお、第3期計画は、「松山市子どもの貧困対策計画」と合わせて「松山市子どもの未来応援プラン」として策定し、計画期間は令和7年度までとじていましたが、本計画と一体的に策定するため、計画期間を1年前倒しました（松山市子どもの貧困対策計画も同様）。

【本市の計画との関係】



2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
松山市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		松山市子ども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
松山市ひとり親家庭等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画							
松山市成育医療等に関する計画	未策定						

3. 計画の策定方法

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

松山市ひとり親世帯実態調査


対象	市内在住の母子世帯2,000件及び父子世帯300件 ※「母子世帯」:20歳未満の子どもを扶養している配偶者のない女子と子どもからなる家庭。(母子以外の同居者がある場合を含む) ※「父子世帯」:20歳未満の子どもを扶養している配偶者のない男子と子どもからなる家庭。(父子以外の同居者がある場合を含む)	
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答	
実施時期	令和6年5月～6月	
有効回答数・回収率	合計	906件(回収率:39.4%)
	母子世帯	785件(回収率:39.3%)
	父子世帯	121件(回収率:40.3%)
調査結果報告	松山市ひとり親世帯実態調査結果の詳細は こちら	






(2) 「松山市こども計画」策定に向けたワークショップ等での意見募集

こども・若者の意見を計画に反映するため、以下のワークショップ及び意見募集を行いました。

① 若者ワークショップ


対象	市内在住の大学生～30歳代まで	
開催日時・場所	令和6年7月15日(月)14時～16時(松山市保健所6階 中会議室)	
参加者数	20名	
テーマ	こどもまんなか社会の実現に向けて、若者自らが行動できることへの提言	
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けた若者ワークショップの実施報告の詳細は こちら	

② こどもワークショップ

対象	市内在住の小学5年生～高校3年生	
開催日時・場所	<p>【第1回】 令和6年7月28日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室)</p> <p>【第2回】 令和6年8月25日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室)</p> <p>【第3回】 令和6年12月21日(土) 14時～16時30分 (松山市保健所6階 大会議室)</p>	
参加者数	【第1回】 16名 【第2回】 12名 【第3回】 13名	
テーマ	<p>【第1回】 こどもの権利</p> <p>【第2回】 自分にとっての理想の居心地</p> <p>【第3回】 「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること こども版こども計画の作成</p>	
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けたこどもワークショップ	
	第1回の詳細は こちら	
	第2回の詳細は こちら	
	第3回の詳細は こちら	

(3) パブリックコメント

計画案について、広く意見募集を行いました。

対象	市内在住の方、市内の学校に在学している方、市内にある事務所・事業所に勤務している方、市内に事務所・事業所を有している方や法人等
募集期間	令和6年12月2日(月)～令和7年1月9日(木)
回答総数	62件(24人、1法人)
実施報告	パブリックコメントの詳細は こちら 

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

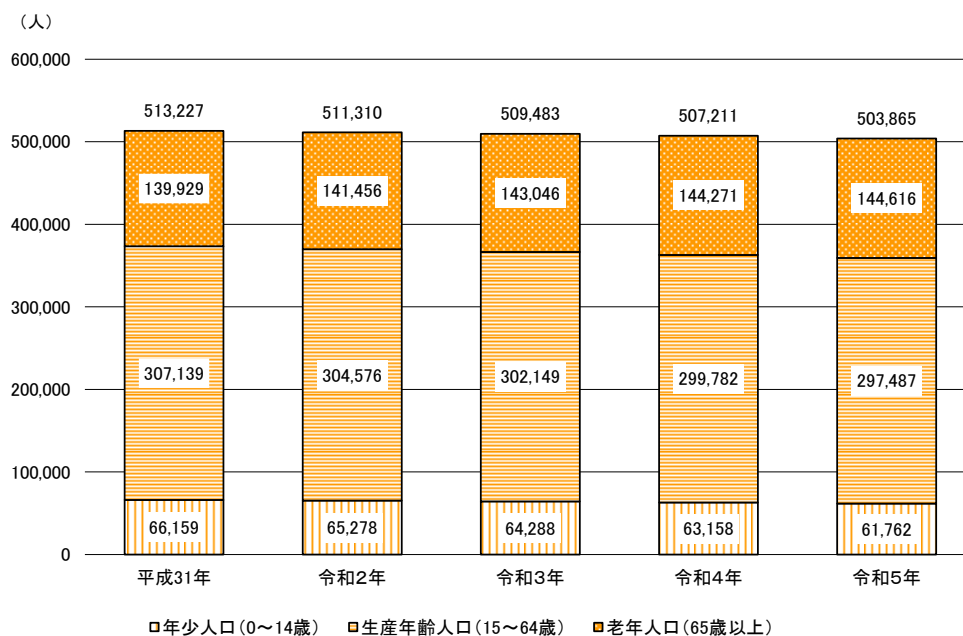
1. 人口等の見通し

① 人口の推移

本市の総人口の推移は、年々減少幅が大きくなっており、令和5年には平成31年から9,362人減少し、503,865人となっています。

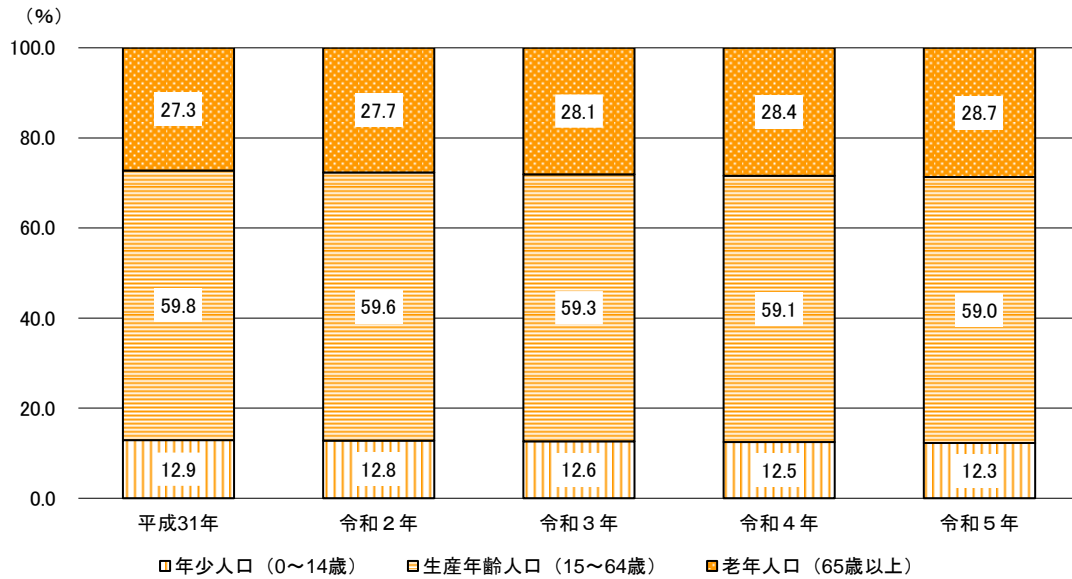
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)は減少を続けている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移

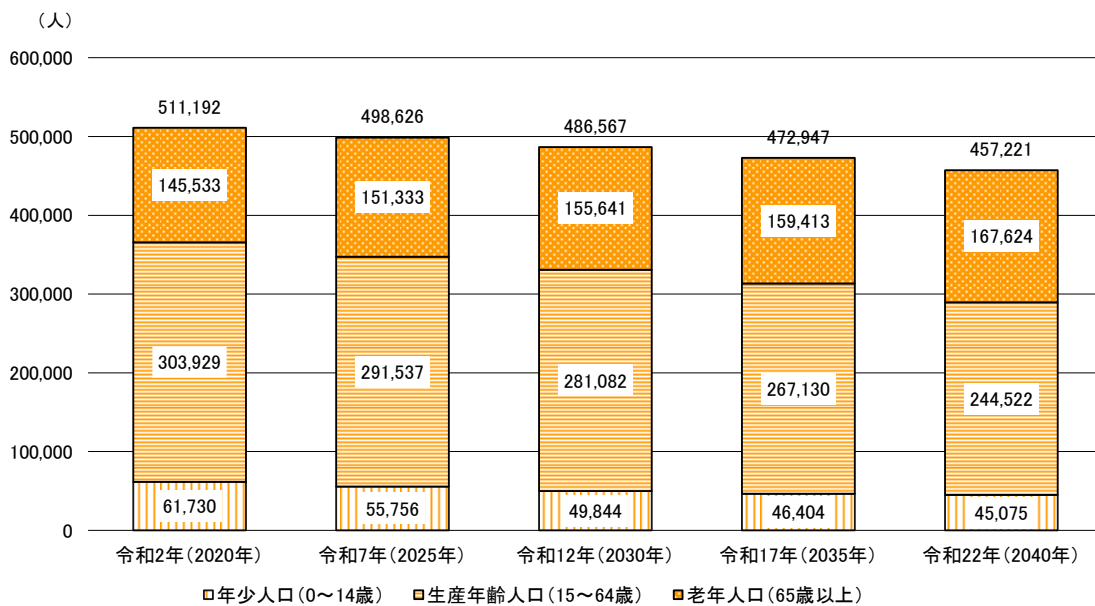


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 将来推計人口

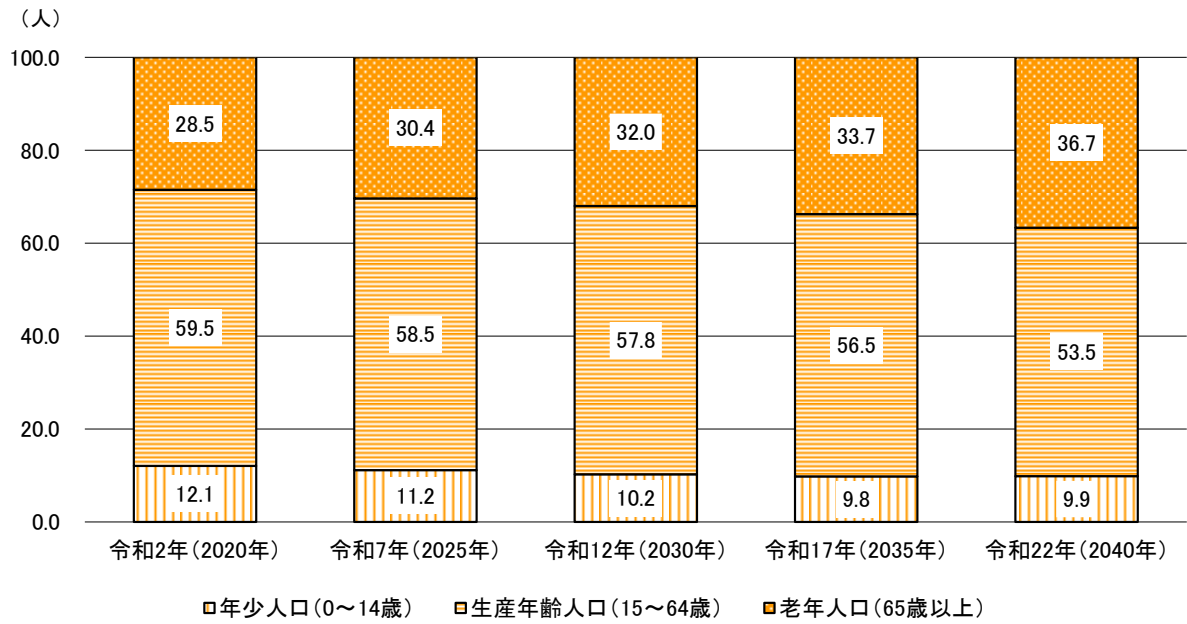
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口は、総人口は減少を続け、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)から 53,971 人減少して 457,221 人になる見込みです。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7年(2025年)には30%を超え、令和22年(2040年)には36.7%になる見込みとなっています。

図表 3 推計人口と年齢3区分別人口の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

図表 4 年齢3区分別推計人口割合の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

③ 推計児童人口

これまでの状況から、本市の11歳以下の推計児童人口は、令和11年(2029年)には39,080人になると推計されます。

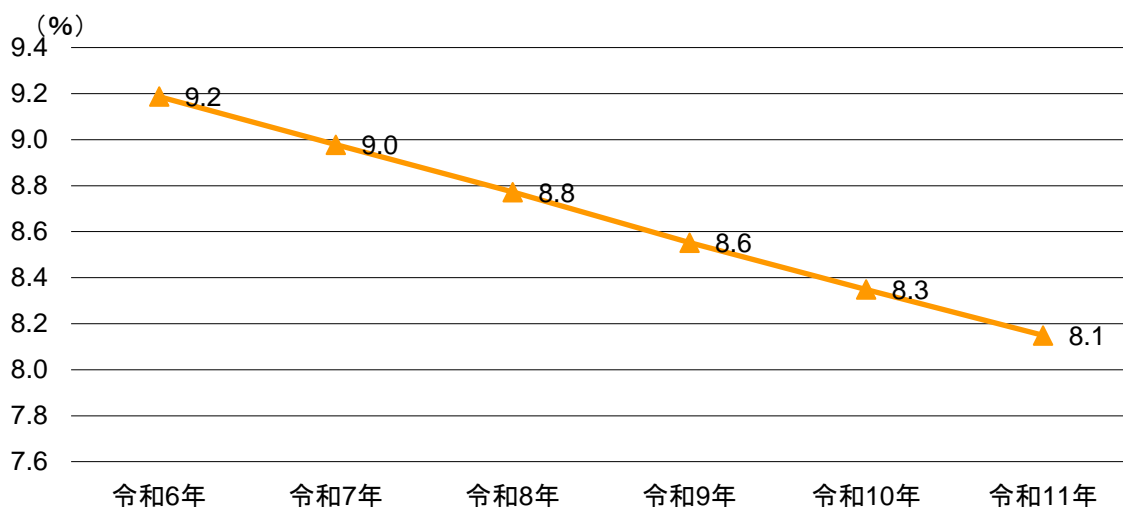
図表 5 推計児童人口の推移

単位:人

区分	現状	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口(0~11歳)	45,743	44,398	43,070	41,675	40,364	39,080
(総人口比)	9.2%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.1%
0歳	2,899	3,040	2,981	2,931	2,876	2,831
1歳	3,224	2,953	3,096	3,036	2,986	2,930
2歳	3,338	3,201	2,931	3,072	3,012	2,963
3歳	3,377	3,330	3,193	2,923	3,064	3,004
4歳	3,535	3,381	3,334	3,197	2,927	3,068
5歳	3,836	3,542	3,388	3,340	3,202	2,932
0~5歳	20,209	19,447	18,923	18,499	18,067	17,728
6歳	3,994	3,848	3,552	3,398	3,350	3,211
7歳	4,154	3,990	3,844	3,550	3,396	3,348
8歳	4,225	4,151	3,987	3,842	3,549	3,394
9歳	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848	3,554
10歳	4,354	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848
11歳	4,436	4,359	4,375	4,236	4,161	3,997
6~11歳	25,534	24,951	24,147	23,176	22,297	21,352

資料:令和2年~令和6年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

図表 6 総人口に占める児童人口割合の推移



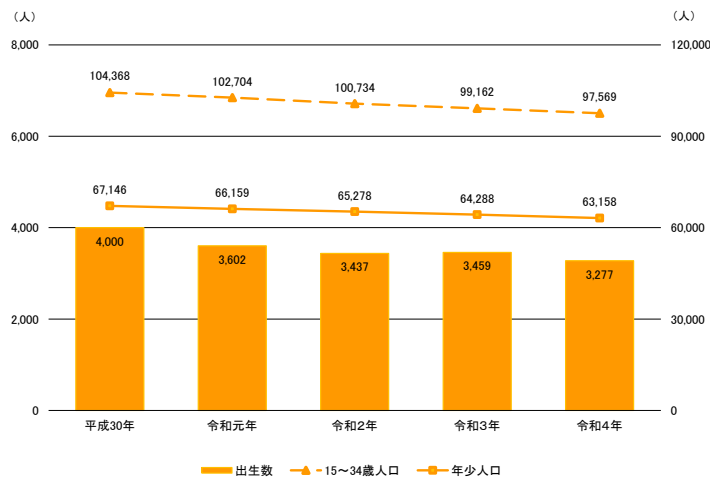
2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況

(1) こどもをめぐる状況

① 出生数

本市の出生数は、令和3年にわずかに増加したものの、令和4年には182人減少し3,277人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなる傾向にあり、令和4年には平成30年から3,988人減少し、63,158人となっています。

図表 7 出生数と年少人口の推移



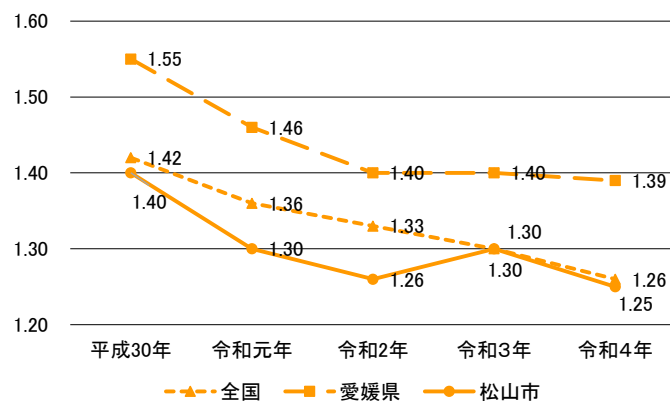
資料:【出生数】松山市文書法制課 人口動態

【年少人口・15~34歳人口】住民基本台帳(各年1月1日)

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降は2年連続で減少し、令和3年には1.30と上昇しましたが、令和4年には、1.25と再び減少しました。

図表 8 合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計

③ 女性の就業率（国-県-本市比較 令和2年）

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。

図表 9 女性の就業率(国-県-本市比較 令和2年)

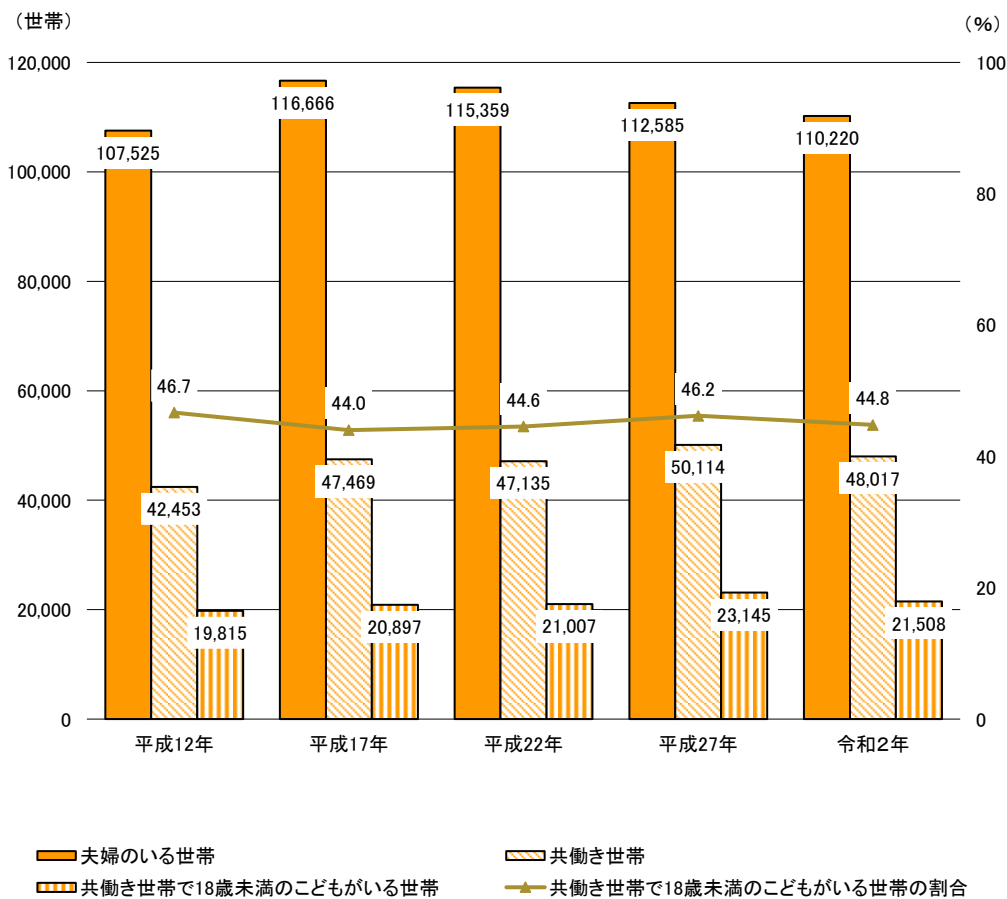
	全国	愛媛県	松山市	全国との差	愛媛県との差
15～19歳	14.2%	11.7%	13.5%	-0.7%	1.8%
20～24歳	59.7%	64.3%	58.9%	-0.8%	-5.4%
25～29歳	68.9%	71.7%	67.6%	-1.3%	-4.1%
30～34歳	64.5%	67.1%	61.4%	-3.1%	-5.7%
35～39歳	64.9%	68.6%	61.4%	-3.5%	-7.2%
40～44歳	68.5%	72.5%	65.9%	-2.6%	-6.6%
45～49歳	70.6%	73.9%	67.2%	-3.4%	-6.7%
50～54歳	70.2%	73.5%	67.8%	-2.4%	-5.7%
55～59歳	68.0%	70.0%	64.8%	-3.2%	-5.2%
60～64歳	57.3%	58.1%	53.9%	-3.4%	-4.2%
65～69歳	38.5%	38.8%	35.1%	-3.4%	-3.7%
70～74歳	24.8%	25.4%	22.1%	-2.7%	-3.3%
75～79歳	13.3%	14.4%	12.3%	-1.0%	-2.1%
80～84歳	7.0%	7.9%	6.5%	-0.5%	-1.4%
85歳以上	2.6%	2.6%	2.5%	-0.1%	-0.1%

資料：国勢調査

④ 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年は44.8%となっています。

図表 10 共働き世帯の推移



資料:国勢調査

⑤ 保育所等利用待機児童の状況

本市の令和6年「保育所等利用待機児童数」は、令和4年から3年連続で0人となっています。

図表 11 保育所等利用待機児童数の推移

単位:人

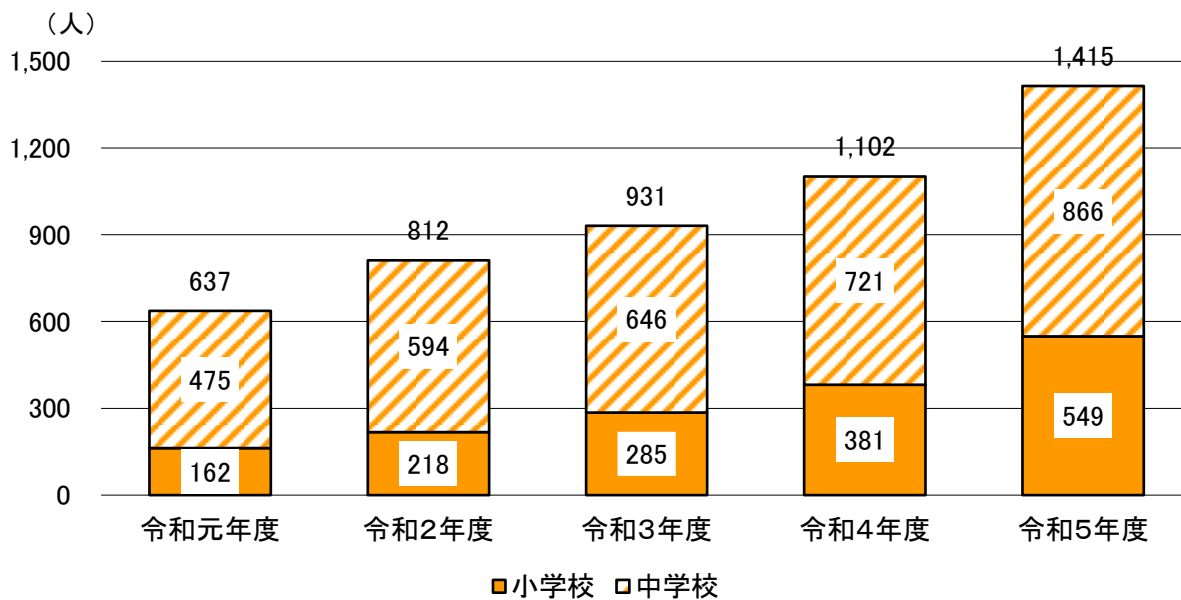
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	42	25	0	0	0
(対前年度)	9	▲ 17	▲ 25	0	0

資料:松山市保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

⑥ 不登校児童・生徒数

本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、令和元年度の637人から2倍以上となっています。

図表 12 小中学校の不登校児童・生徒数(松山市)

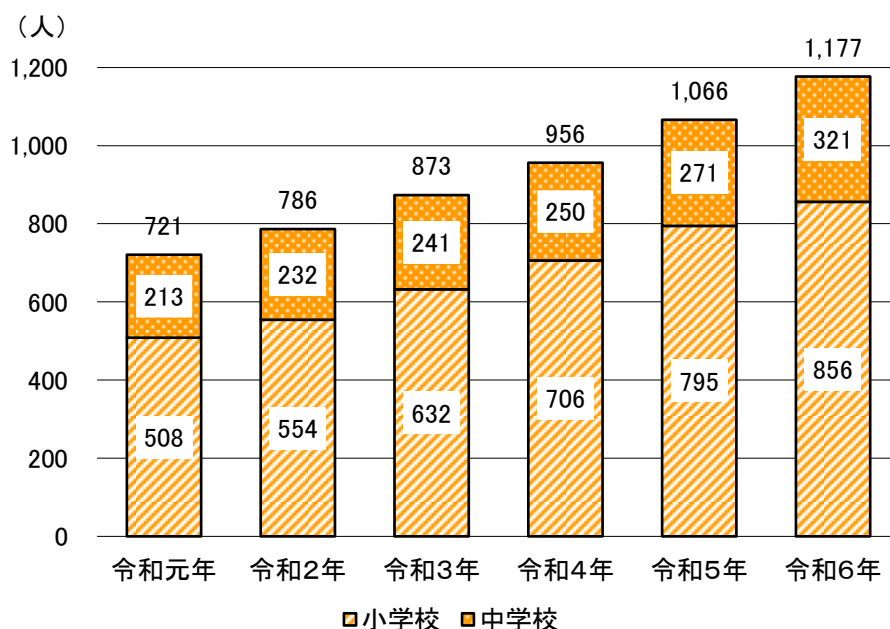


資料:松山市学校教育課

⑦ 特別支援学級児童・生徒数

本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年は小学校で856人、中学校で321人となっています。

図表 13 特別支援学級に在籍する児童・生徒数



資料:松山市学校教育課

⑧ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦

本市の要保護児童、要支援児童の数は増加傾向にあり、令和5年度は要保護児童が1,897人、要支援児童が1,373人となっています。

また、特定妊婦の数は横ばいで推移しており、令和5年度は180人となっています。

図表 14 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	1,132	1,173	1,366	1,642	1,897
要支援児童	1,201	1,261	1,296	1,361	1,373
特定妊婦	216	217	228	200	180
合計	2,549	2,651	2,890	3,203	3,450

資料:松山市こども相談課

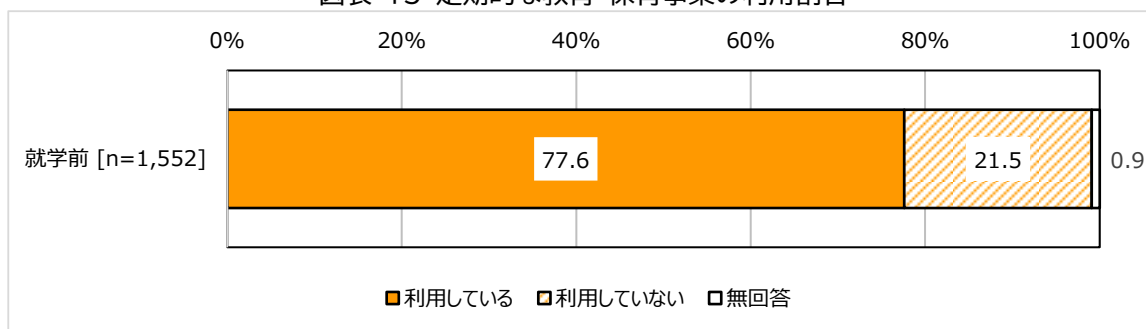
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

令和5年に実施した、子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

① 定期的な教育・保育事業の利用割合

定期的な教育・保育事業の利用割合は7割以上で、こどもの年齢が0～1歳では「保育所」や「認定こども園」、3歳以上では「幼稚園」の割合が高くなっています。

図表 15 定期的な教育・保育事業の利用割合



図表 16 定期的な教育・保育事業の利用割合(年齢別)

(単位: %)

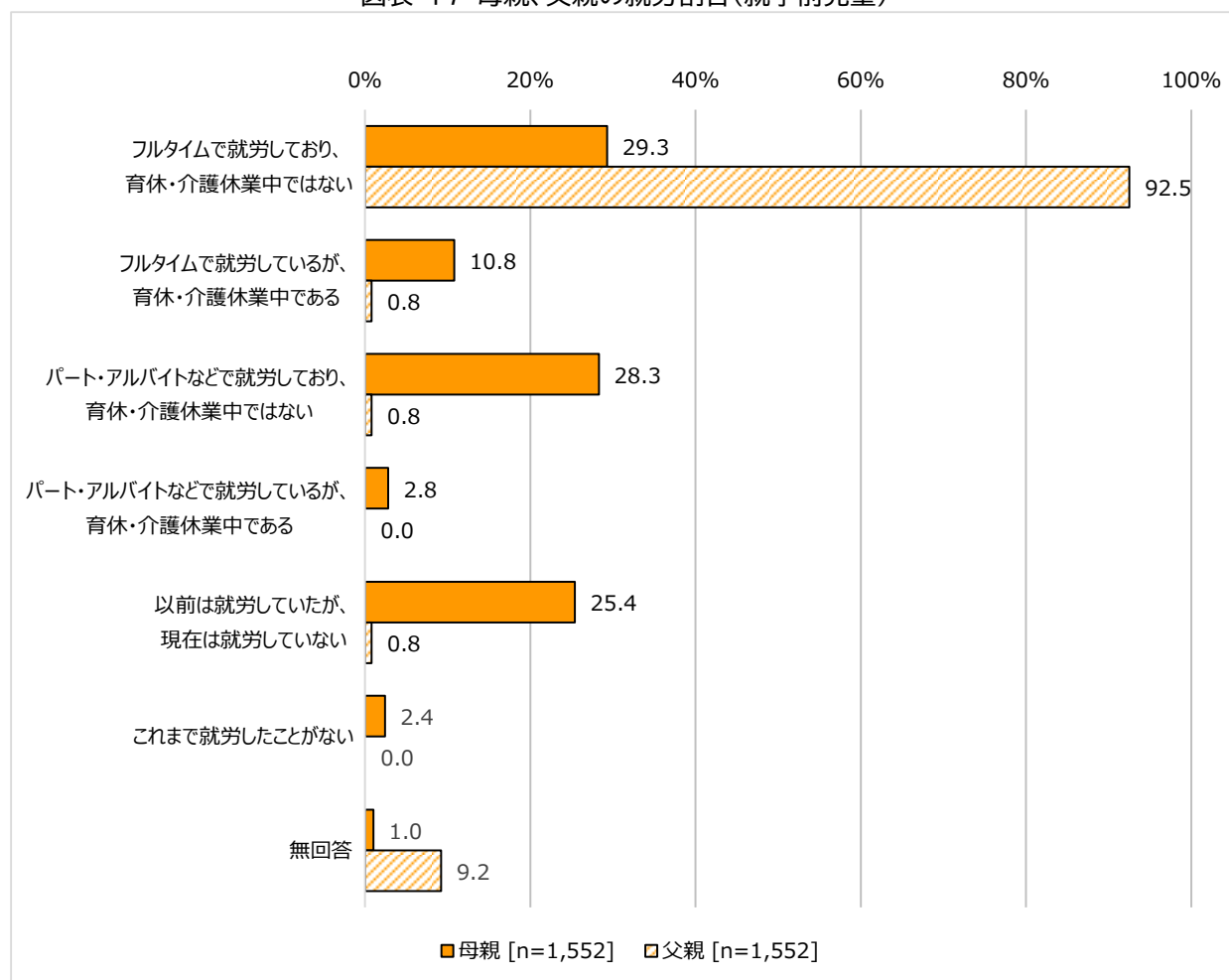
	全体 (人)	幼稚園	幼稚園 の預かり 保育	保育所	認定こ ども園	地域型 保育事 業	企業主 導型保 育事業	障がい 児支援 施設	認可外 保育施 設	ベビー シッター	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	無回答
全体	1,204	30.6	11.2	23.9	33.0	2.5	6.6	2.5	1.2	0.0	0.2	1.2	0.0
0歳	96	7.3	2.1	35.4	30.2	10.4	14.6	0.0	2.1	0.0	0.0	2.1	0.0
1歳	161	2.5	1.9	34.8	32.3	7.5	18.0	1.9	1.2	0.0	0.0	2.5	0.0
2歳	208	19.7	5.3	31.3	31.7	3.8	8.7	3.4	1.4	0.0	0.5	1.9	0.0
3歳	227	44.1	11.9	20.3	31.3	0.0	2.2	3.1	1.3	0.0	0.4	0.4	0.0
4歳	242	42.6	19.0	16.9	33.5	0.0	4.1	2.9	1.2	0.0	0.0	0.8	0.0
5歳	263	43.0	16.7	16.7	36.1	0.0	1.1	2.3	0.8	0.0	0.0	0.4	0.0

※「全体」は年齢が「無回答」の回答も含むため、0～5歳の回答者数の合計値と同じ値にならない。

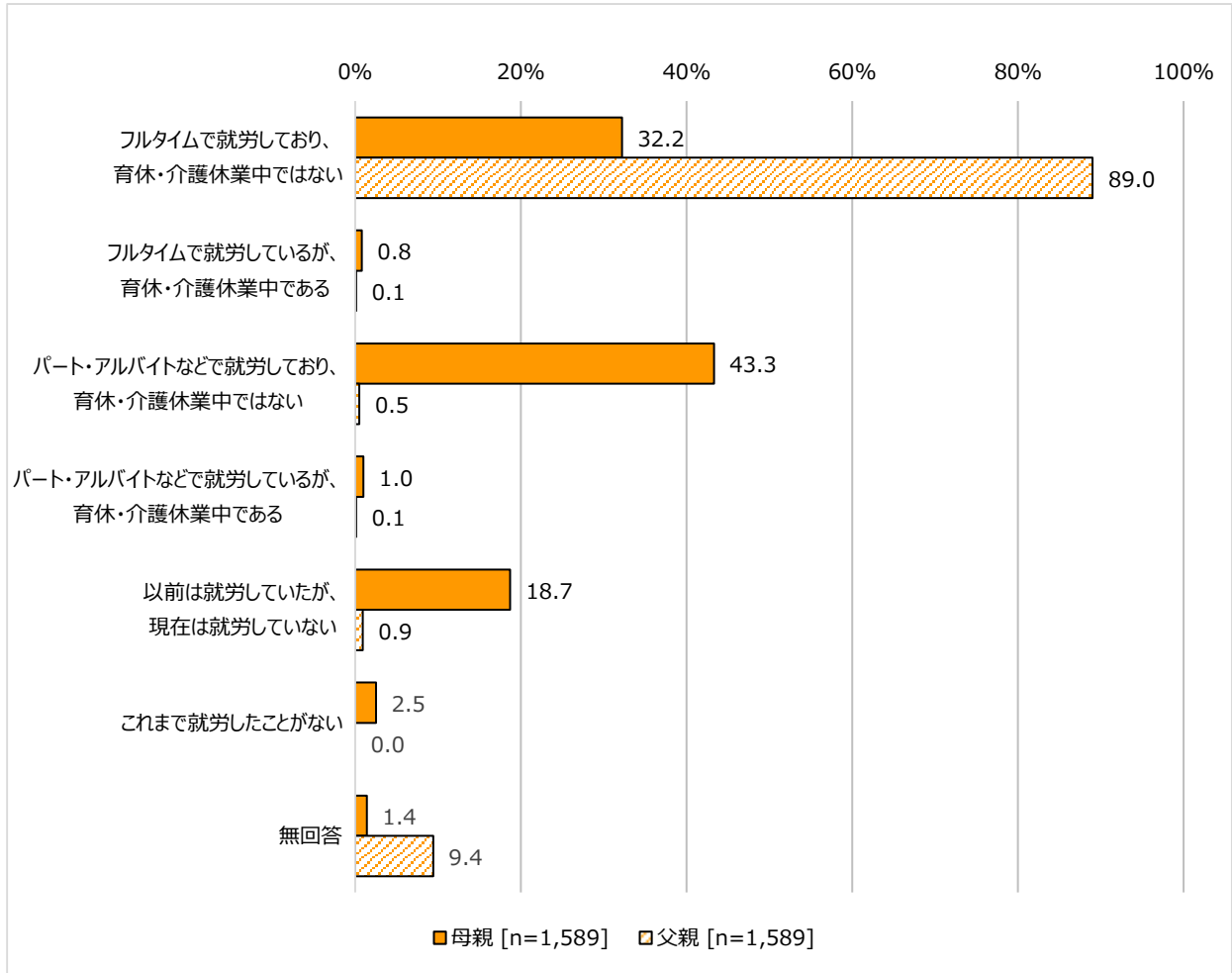
② 母親、父親の就労割合

母親、父親の就労割合は、就学前児童の母親が71.2%(フルタイムは40.1%)、父親が94.1%(フルタイムは93.3%)で、小学生の母親が77.3%(フルタイムは33.0%)、父親が89.7%(フルタイムは89.1%)でした。母親の就労割合が就学前児童より小学生で高くなる一方で、父親の就労割合は低くなっています。

図表 17 母親、父親の就労割合(就学前児童)



図表 18 母親、父親の就労割合(小学生)

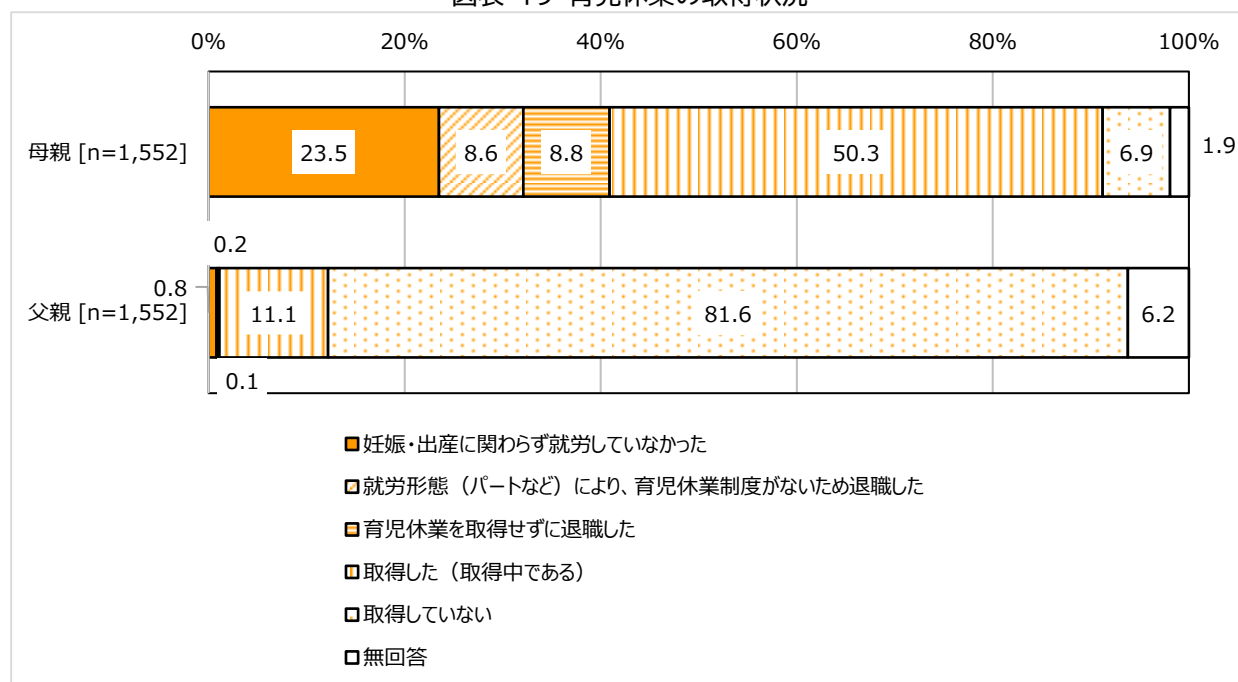


③ 育児休業の取得状況

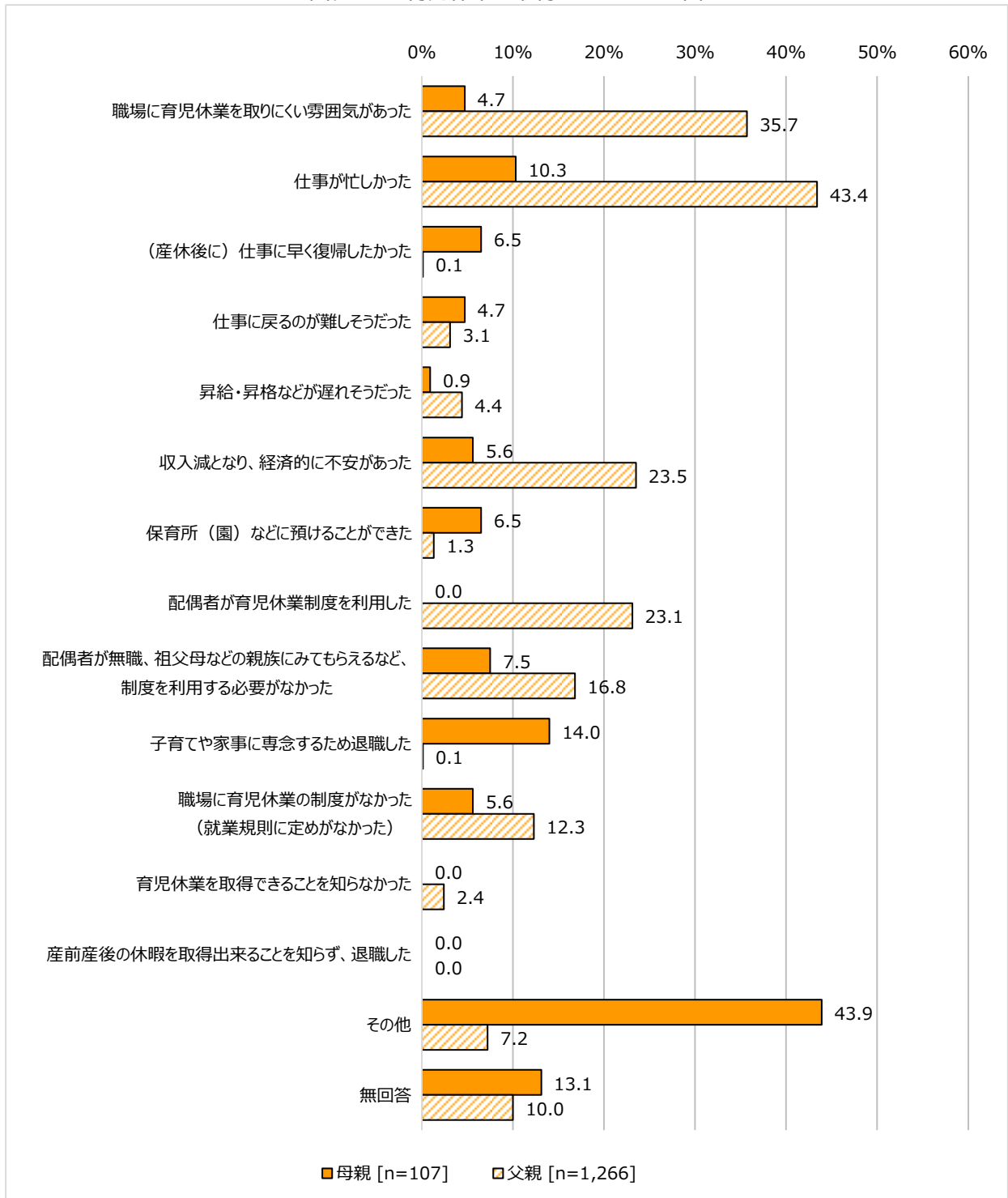
育児休業の取得状況(取得した(取得中である))は、母親が50.3%、父親は11.1%でした。

育児休業を取得していない理由は、母親は、「その他」が43.9%で最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」(14.0%)が多く、父親は、「仕事が忙しかった」(43.4%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.7%)が多くなっています。

図表 19 育児休業の取得状況



図表 20 育児休業を取得していない理由



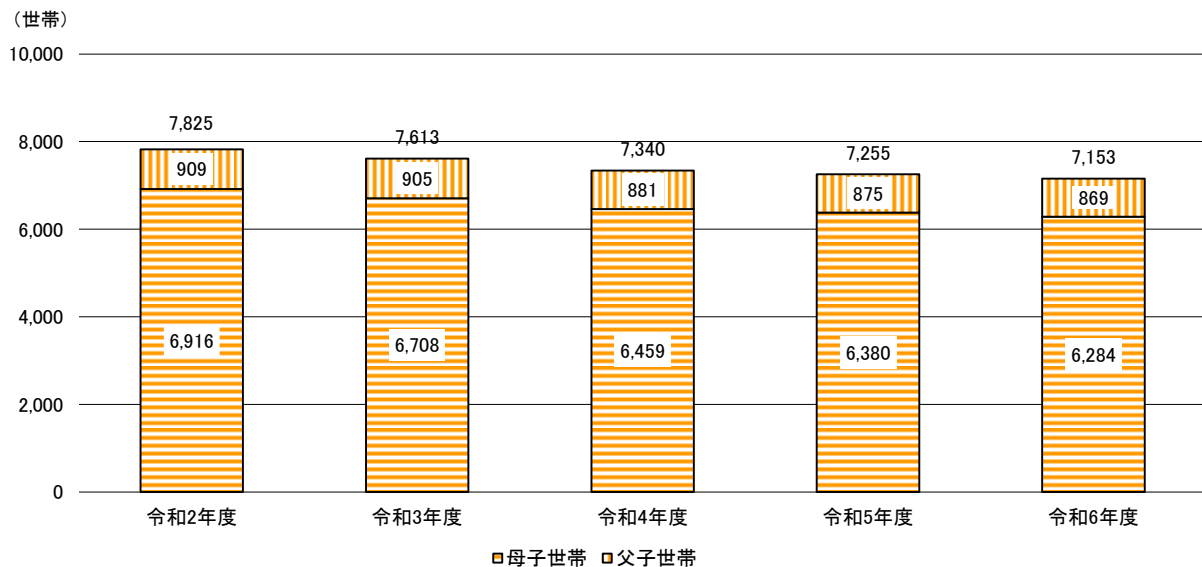
3. ひとり親家庭やこどもの貧困

(1) ひとり親家庭やこどもの貧困等の現状

① ひとり親世帯数の推移

令和6年度の母子世帯は6,284世帯、父子世帯は869世帯となっています。母子世帯及び父子世帯は年々減少傾向にあります。

図表 21 ひとり親世帯数の推移

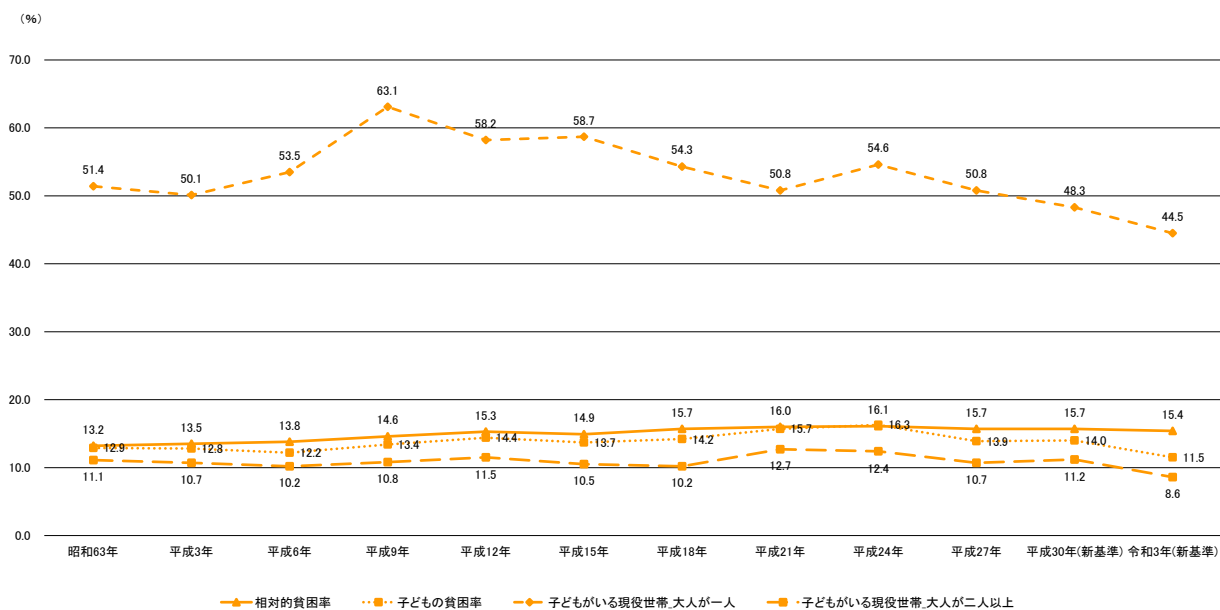


資料:松山市推計人口、福祉事務所の概要(各年度4月1日現在)

② 国内のこどもの貧困率

令和3年の「こどもの貧困率」は11.5%となっています。「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、「大人が一人」(ひとり親世帯)の世帯では44.5%、「大人が二人以上」の世帯では8.6%となっています。

図表 22 こどもの貧困率の推移



資料: 国民生活基礎調査(各年)

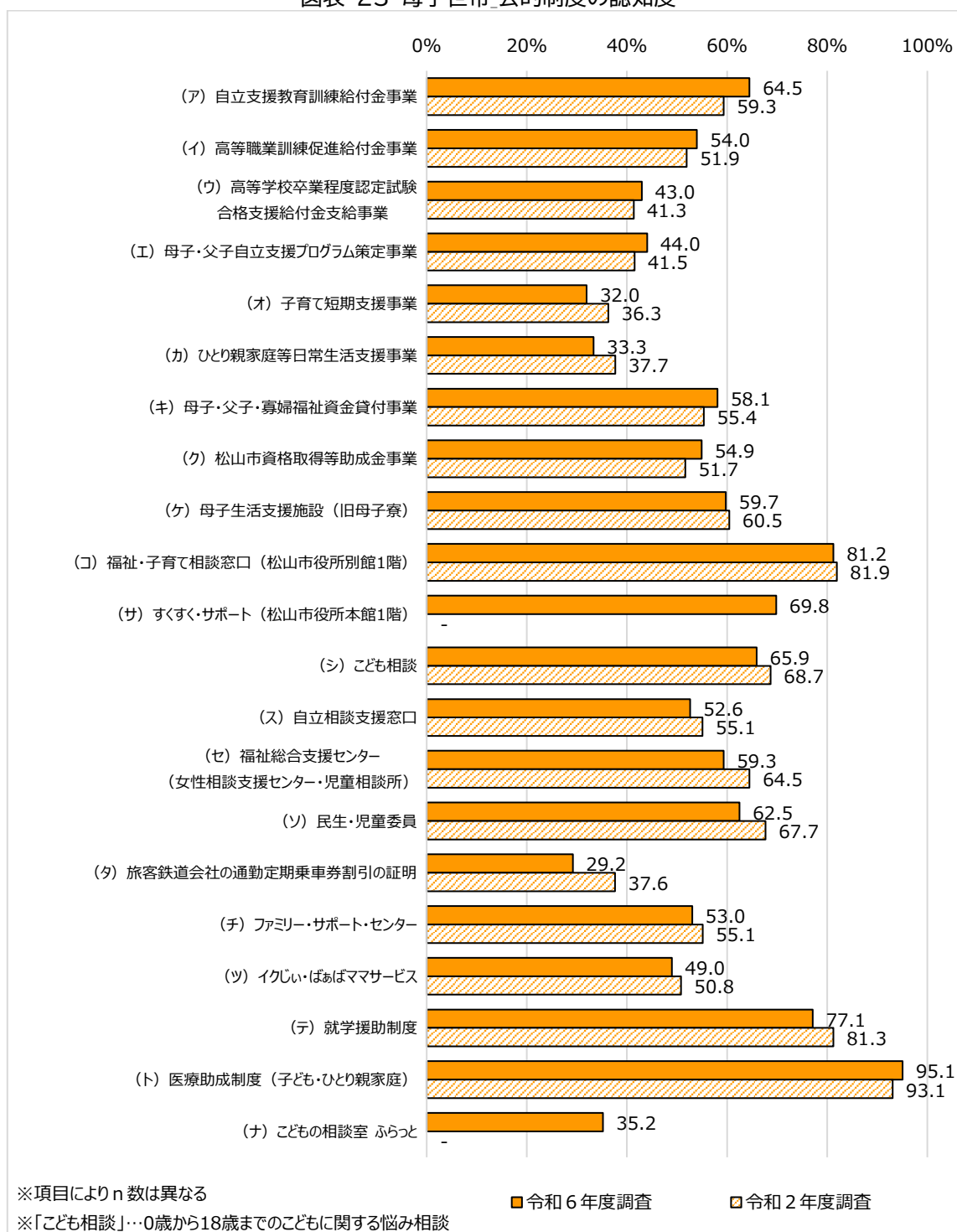
(2) ひとり親世帯実態調査結果

令和6年に実施した、ひとり親世帯実態調査の主な結果は以下のとおりです。

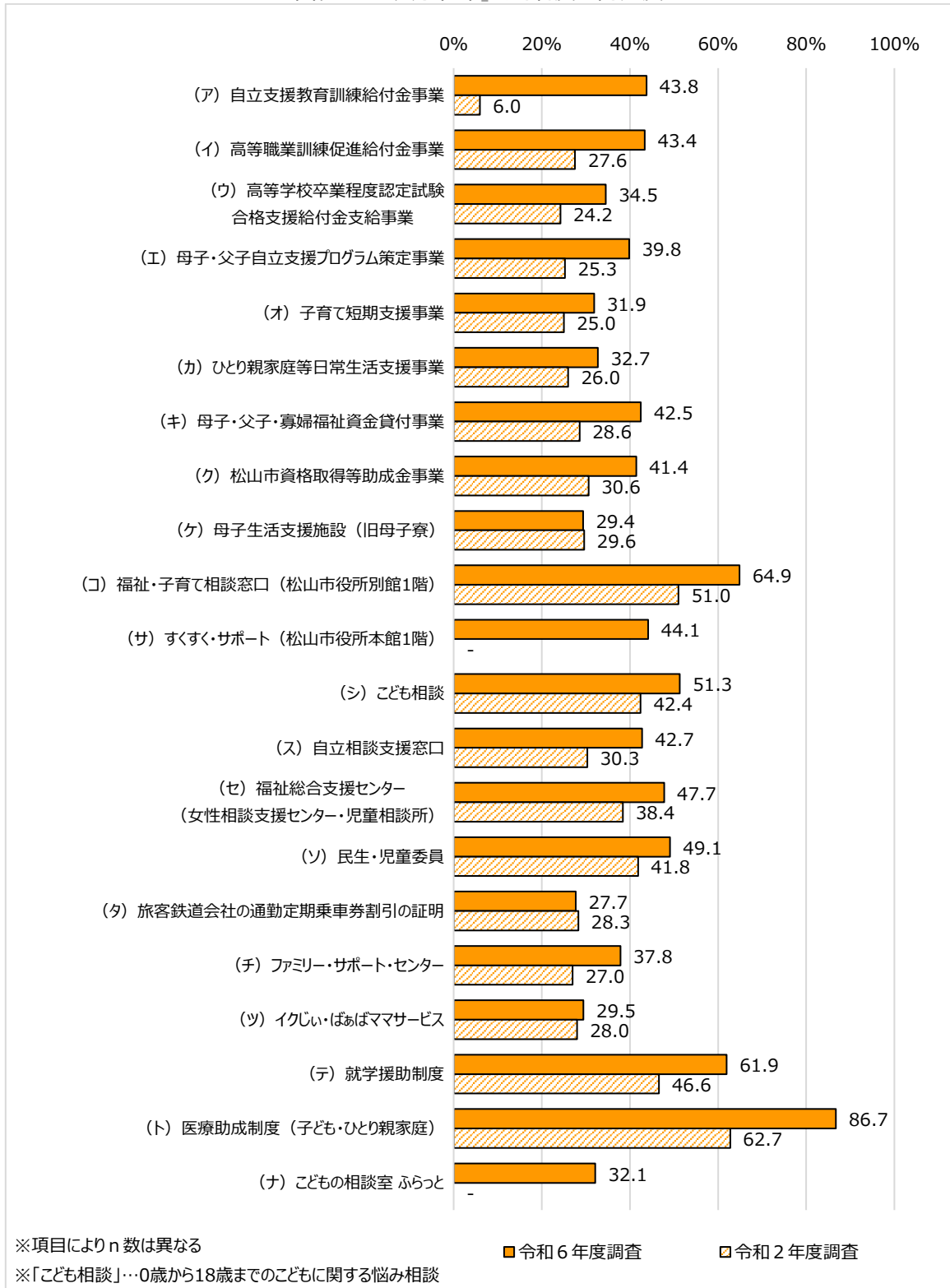
① 公的制度の認知度

こどもの預かりを行う「子育て短期支援事業」や家事のサポートを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は母子世帯、父子世帯ともに30%程度となっています。

図表 23 母子世帯 公的制度の認知度



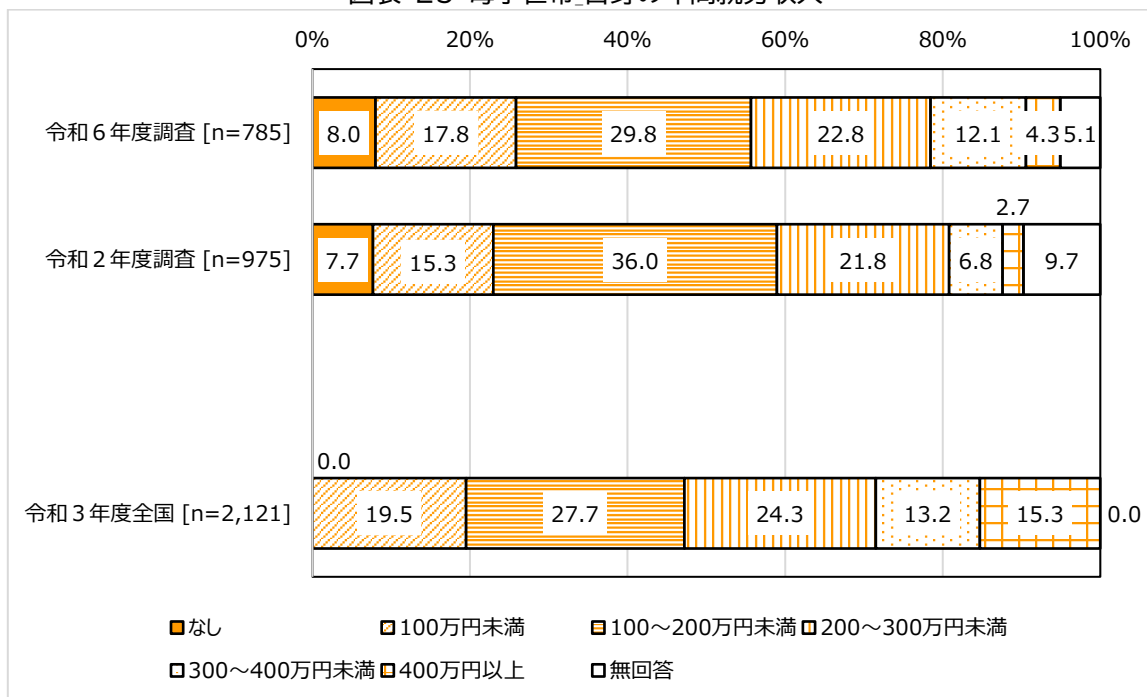
図表 24 父子世帯 公的制度の認知度



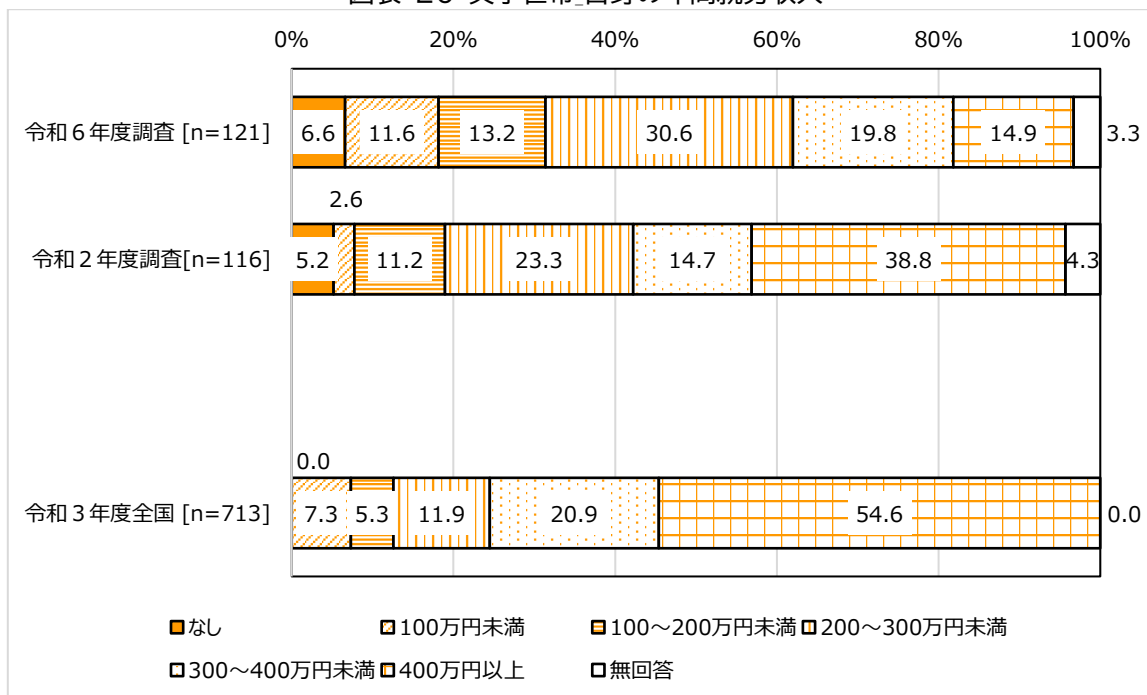
② 自身の年間就労収入

自身の年間就労収入が300万円未満の割合が、母子世帯は78.4%、父子世帯は62.0%となっており、父子世帯では、令和2年度調査より割合が高くなっています。

図表 25 母子世帯_自身の年間就労収入



図表 26 父子世帯_自身の年間就労収入

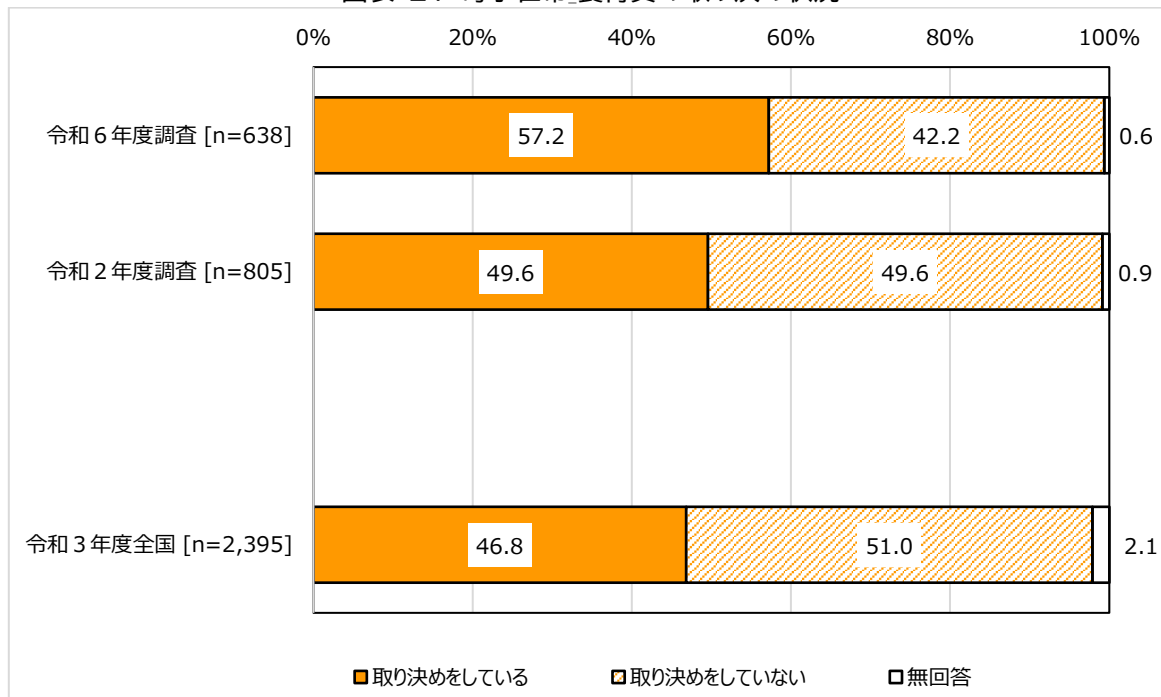


※全国調査では、「なし」の選択肢は設定されていない。

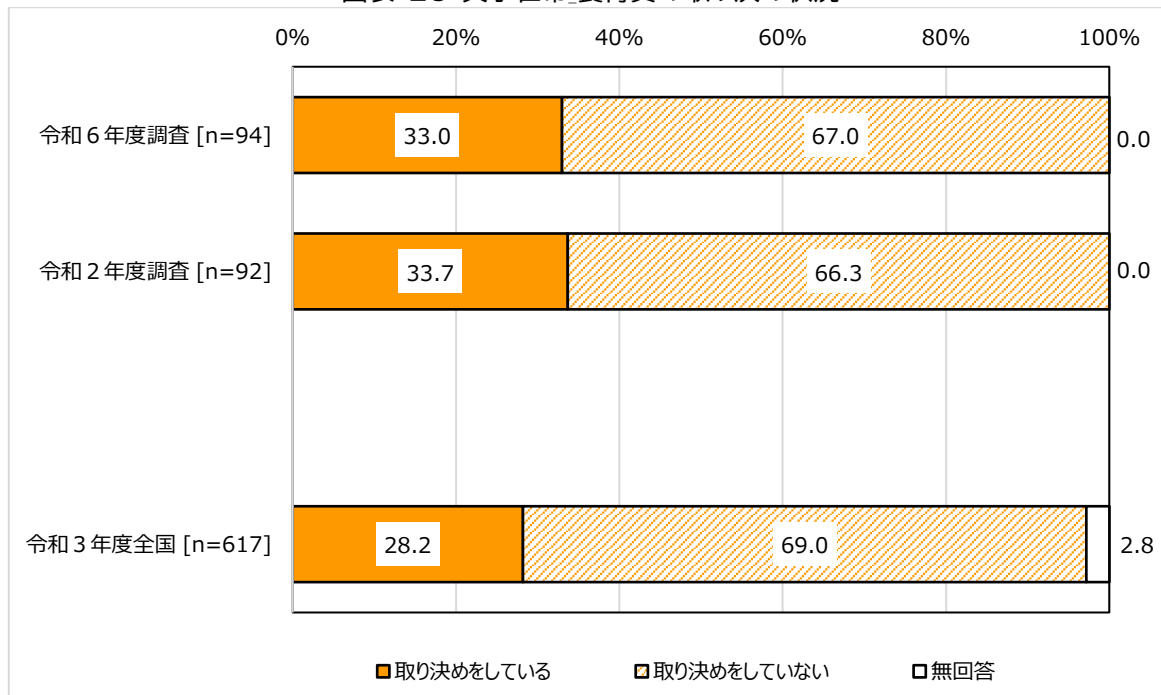
③ 養育費の取り決め状況

養育費の取り決めについて、母子世帯の42.2%、父子世帯の67.0%が取り決めをしていない状況です。

図表 27 母子世帯 養育費の取り決め状況



図表 28 父子世帯 養育費の取り決め状況



4. こども・若者の意識の現状

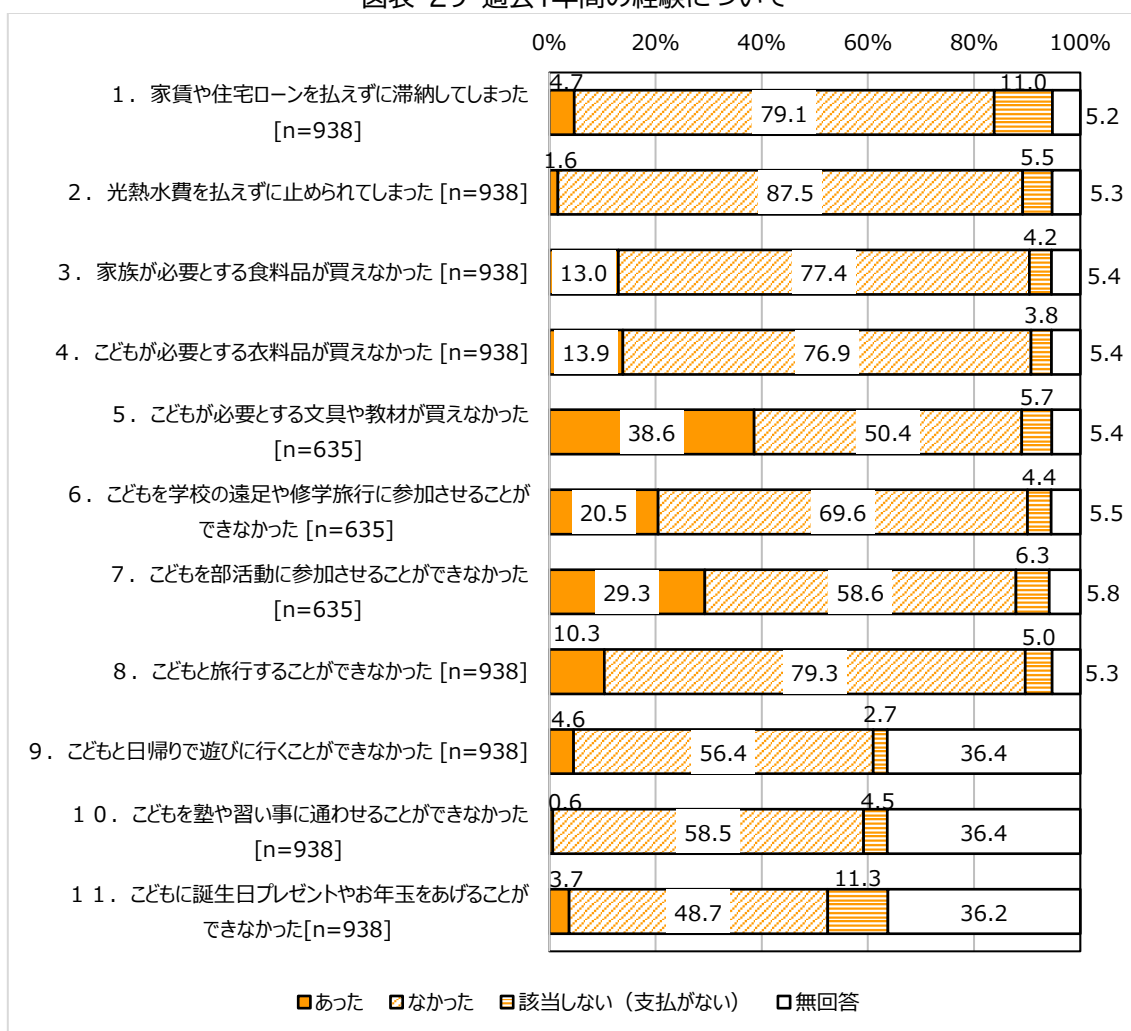
(1) 高校生以上アンケート調査結果

令和6年に実施した、高校生以上アンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

過去1年間の経験について

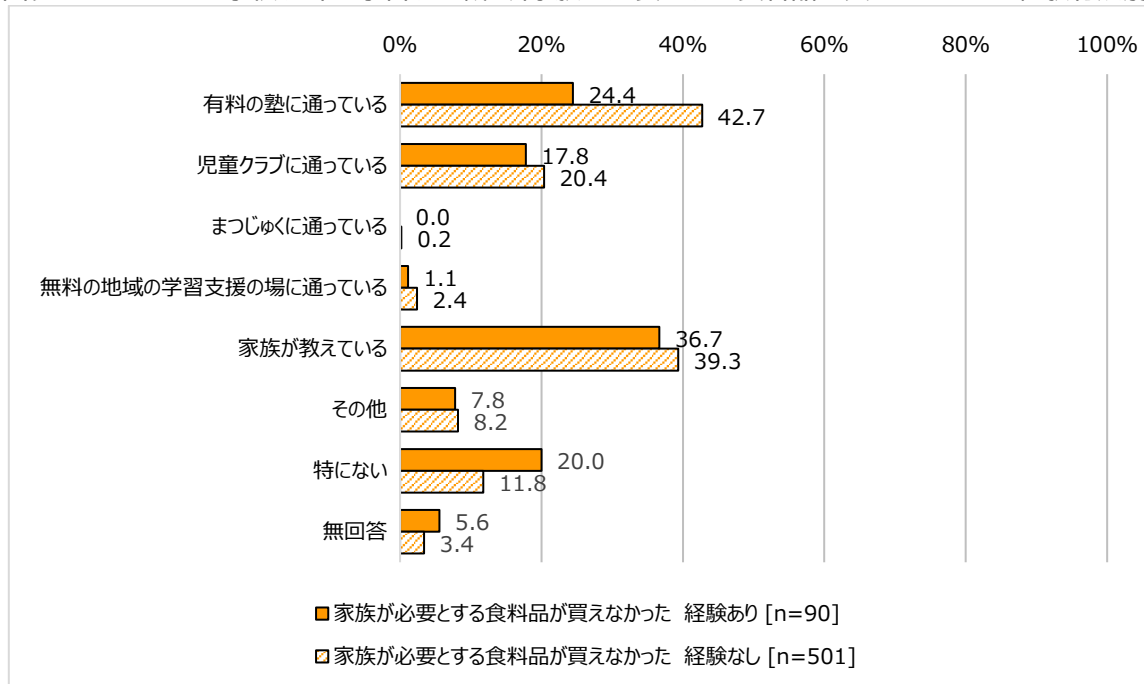
小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、「家族が必要とする食料品が買えなかった」経験のある人が10%程度、「家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった」経験のある人は5%程度となっています。また、「こどもを部活動に参加させることができなかった」経験がある人が30%程度、「こどもを学校の遠足や修学旅行に参加させることができなかった」経験がある人が20%程度となっています。

図表 29 過去1年間の経験について



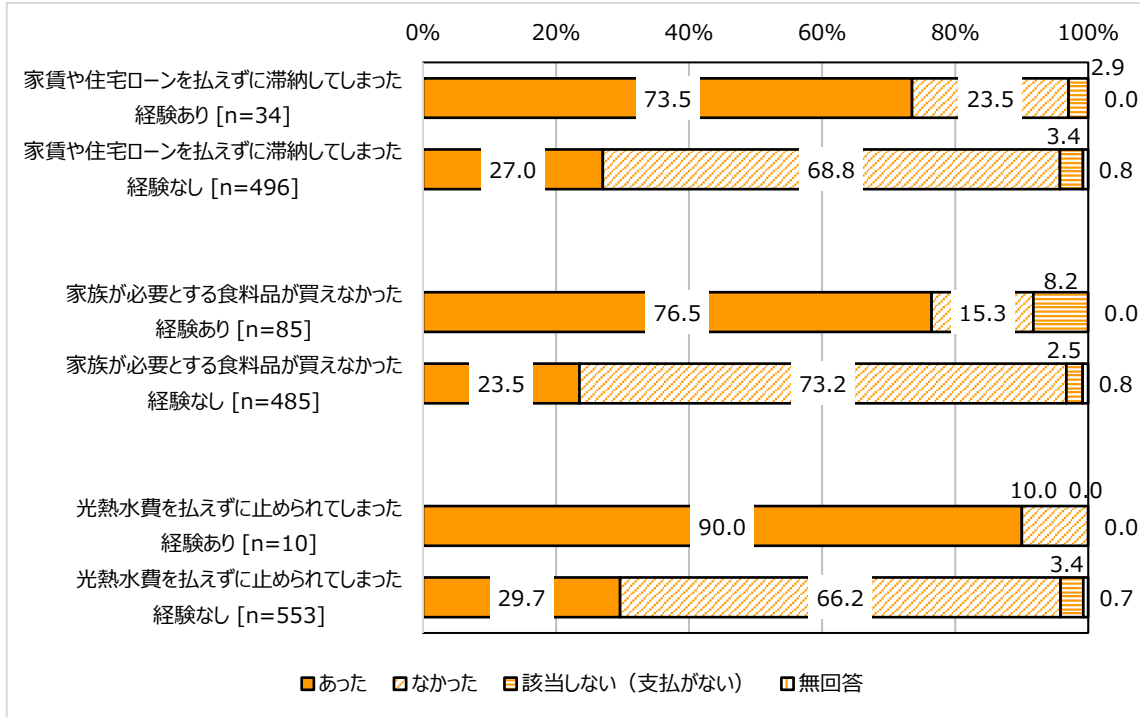
「家族が必要とする食料品が買えなかった」という経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外で学習する機会が「特にない」割合が高くなっています。

図表 30 こどもが学校以外で学習する機会(家族が必要とする食料品が買えなかった 経験有無別)

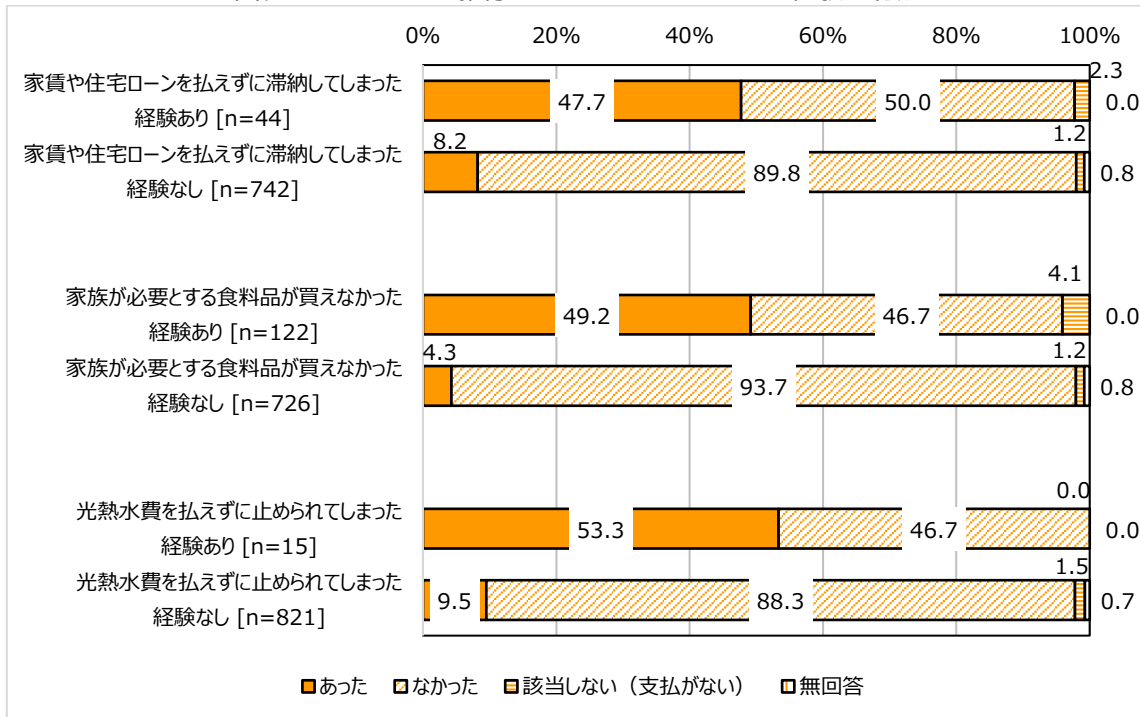


また、そのような経験がある人の方が、子どもを部活動に参加させることができなかった経験や子どもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっています。

図表 31 子どもを部活動に参加させることができなかった経験の有無



図表 32 子どもと旅行することができなかった経験の有無



(2) こども・若者ワークショップ結果

① 若者ワークショップ

○ワーク内容

大学生～社会人(18歳～30歳代)の若者20人が4つのグループに分かれ、各グループに割り振られたテーマで、関心のある課題、問題を設定し、その背景を分析しながら、課題の解決策と、自分自身が解決に向けてできること(マイアクション)を検討しました。

○ワークショップ結果

グループテーマ	主な課題	主な解決策
就職・キャリア	社会との接点が少なく、将来やりたいことが決められないまま就活が始まってしまう	<ul style="list-style-type: none"> ・エントリーシートの作成講座を開催する ・学生と企業、団体をつなぐプラットフォームの設立 ・専門性の高くない中高生のうちから社会と関わる場を醸成 ・自分で早くから就職に向けて動き出す ・自分で自営業、兼業など、業態に関わらず様々な働き方を知る
教育 ・学びなおし	学校の先生が多忙、スキル向上が必要、予算が足りない	<ul style="list-style-type: none"> ・教師で対応できないことは専門性のある地域人材が学校と結びつき対応する ・企業と学校との協働プロジェクトの実施 ・中高生の職場体験を深掘したインターンの実施
ライフデザイン ・子育て	子育てに伴う、「時間」、「人とのつながり」、「お金」の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て早退」や「在宅勤務」を可能にする ・地域の中で見守り隊を発足し、皆でこどもを見守る ・出産、育児への助成を増やす ・大学生が協力し、こどもと地域の高齢者とのふれあいの場を企画し、夏休みなどの長期休暇に地域内で大学生や高齢者がこどもを見守る時間を作る ・「井戸端スペース」として保護者同士で気楽に話せる場を設ける
SNSに関すること	依存性、匿名性などの SNS 利用における危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS 利用を制限するルール作り ・学校での教育を拡充する ・SNS から離れるため、対面でコミュニケーションを取ることができる場を増やす(こども食堂など)

○参加者の声

- ・自分では思いつかないような意見が聴けてすごく参考になった。
- ・大学生のみなさんとお話しできるいい機会でもあり、市の取組も知ることができてよかった。今後もどういう取組があるのか調べてみたいと思った。

② こどもワークショップ

○ワーク内容と主な意見

第1回	<p>【ワーク】 こどもの権利について</p> <p>○子どもの権利条約(1条から40条)をみて、こどもだけにある権利と大人だけにある権利を考える (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あてはまるのか、みんなで話し合ったが、判断するのが難しかった。 ・子どもの権利条約に書いてあるこどもの権利は、大人にもあてはまるものが多い。 <p>○身近なツールについて、そのルールは「仕方ない」、「おかしいところがある」ことを、それぞれ考え、グループで自分の考えを話してみよう (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのおかしいと思っていたことに、みんな共感してくれた。 ・自分の周りだけではなく、不満に思っている人がいると分かってよかった。 ・みんなおかしいと思っているなら、改善しないと、住みやすくないと思った。 ・当たり前だったルールを考え直して、他の人の意見を聞くことで新しい発見があった。 ・思っていたことを話し合えてよかった。大人にも知ってもらい、良い市にしてほしい。
第2回	<p>【ワーク】自分にとっての居心地～未来のまつやまを描いてみよう～</p> <p>○自分にとっての理想の居心地を言葉にしてみる (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用できる共有スペースがあればいい。大街道みたいな場所を増やしてほしい。 ・普段足を踏み入れない場所に、こどもでも入ることができる場所が欲しい。(例:職場体験) ・松山市の公園の中で、ボール遊びができるところを増やしてほしい。 ・気軽に相談できるところ(人を選べる)。 ・地域で交流して、仲良くなれるイベントをしてほしい。 ・市役所自体を市民にとって、もっと身近な場所にする。
第3回	<p>【ワーク】「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること</p> <p>○計画で大事と思うこと (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のこどもからの意見を聞いていくことが大事。 <p>○松山市に求めること (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を受け入れているという意思表示が欲しい。 ・こどもだけで行ける、安全な場所があるといい。

○参加者の声

- ・もっと自分の気持ちを他の人に知ってもらいたいと思った。
- ・自分だけでなく、他の人も同じような思いをしていたのを知ってよかった。
- ・堅苦しい会だと思っていたが楽しかった。また参加したい。
- ・小中高生がフランクに意見できる場が初めてで、楽しく充実した時をおくれた。

5. これまでの取組の振り返り

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」では、4つの施策の柱とそれらの成果指標を策定し、それぞれ令和7年度時点の目標数値を設定しました。計画の終了年度を前倒しすることになりましたが、最新の実績は以下のとおりです。

● 4つの施策の柱と成果指標の実績について

施策の柱	成果指標	目標設定時	実績	目標 (令和7年度)
1. 子育て・生活支援	①児童クラブ待機児童数(公設)	41人 (令和2年5月1日)	25人 (令和5年5月1日)	0人
	②子育て短期支援事業の認知度	36.3% (令和2年度)	32.0% (令和6年度)	40%
	③ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度	37.7% (令和2年度)	33.3% (令和6年度)	40%
	④母子・父子自立支援員等による相談件数	2,947件 (令和元年度)	2,162件 (令和5年度)	4,100件
2. 就業支援	⑤高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑥自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
3. 養育費確保等の支援	⑦養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	57.2% (令和6年度)	55%
	⑧専門相談員による養育費相談件数	1件 (令和元年度)	14件 (令和5年度)	10件
4. 経済的支援	⑨就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑩就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑪土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%

成果指標の実績から、「2. 就業支援」「3. 養育費確保等の支援」「4. 経済的支援」については、目標を達成したものの、「1. 子育て・生活支援」については、目標達成に至らず、特に支援制度等の認知度や「母子・父子自立支援員等による相談件数」が目標設定時を下回っているため、今後、ひとり親家庭に支援制度や相談窓口の必要な情報が更に確実に届くような取組が必要です。

■松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による評価について

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の各施策に関連する事業について、それぞれの実施状況を審議会(松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会)に毎年度報告し、A～C の3段階で評価を受けました。3か年の評価の集計については以下のとおりです。

A評価:十分な成果や実績をあげていると認められる

B評価:概ね市民が満足できる成果や実績をあげていると認められる

C評価:社会情勢等から考えると今後更なる取組が必要である

施策の柱	施策	事業数	令和3年度 評価			令和4年度 評価			令和5年度 評価		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C
1. 子育て・ 生活支援	1)保育所等での子育て支援	2	0	2	0	1	1	0	1	1	0
	2)保育所等以外での子育て支援	3	0	3	0	1	2	0	0	3	0
	3)生活支援	4	0	4	0	1	3	0	0	4	0
	4)相談機能の充実	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	5)情報提供の充実・関係機関 団体との連携強化	3	0	1	2	0	3	0	0	3	0
2. 就業支援	1)能力向上のための支援	5	1	3	1	0	5	0	0	3	2
	2)就業機会の創出支援	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
3. 養育費 確保等の 支援	1)養育費に係る情報提供と 広報・啓発活動の推進	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	2)養育費や面会交流等に係る 相談体制の充実	2	0	2	0	1	1	0	0	2	0
4. 経済的 支援	1)子育て世帯等への経済的支援	6	0	6	0	1	5	0	0	6	0
総事業数/評価の平均		31	1	27	3	5	26	0	1	28	2

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の実績の詳細は[こちら](#)



6. 本市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

(1) 子どもの権利保障や子育て支援に関する意識等の状況

- 小学生、中学生、15～17歳、18～39歳では、5～7%程度は相談したり悩みを話せる人がいない、10%程度は相談したくないという状況となっています。その理由として、「誰に相談したらよいか分からない」「秘密が守られるか心配」の合計が約20%～40%となっています。各種相談窓口の認知度は概ね50%を下回っており、悩みを抱えた際に誰かに相談できるよう相談窓口の周知啓発が必要です。また、対面だけでなく、SNSなど、多様な方法による相談体制を確保することも重要です。
- 希望する進路や将来の夢がある人は、小学生では70%を超えていますが、中学生では60%程度と下がっており、すべての子どもが、将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や相談できる機会を充実させる必要があります。
- 「周りの人に自分の意見を聞いてもらえている」と思っている15歳～17歳は90%程度になっています。すべての子どもが、自由に意見を発言できると思えるよう、子どもの権利に関する教育、啓発を進めるとともに、幼少期から周りの大人が子どもの意見に積極的に耳を傾ける環境を作ったり、自分の考えを周りの人に伝えることができるようにサポートしていく必要があります。
- 女性の育児休業取得率が約50%に対し、男性は約11%と低くなっており、その理由として仕事の多忙や職場で育児休業を取りにくい雰囲気があることがあがっています。地域や企業を含む、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となっています。

(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境等の状況

- アンケート調査やワークショップでの意見で、希望する「居場所」の条件として、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」が、小中学生、15～17歳で、いずれでも高くなっており、誰もが安心して、好きなことに取り組めるような居場所の拡充を目指していく必要があります。
- 令和6年4月開設の子ども家庭センターの認知度は、妊婦で50%程度、15歳以上(妊婦を除く)では40%程度となっており、全成育期で認知度を高め、切れ目のない支援につなげる必要があります。
- 本市の保育所等利用待機児童数は令和4年度以降ゼロとなっており、引き続き質、量と

もにニーズに応じた保育サービスの提供に努めることが重要です。

- 本市の放課後児童クラブ数、利用児童数は増加傾向にあり、待機児童についても、コロナ禍を経ても増加し、令和6年5月1日時点で、放課後児童クラブの待機児童数があることから、こどもの居場所づくり、また保護者の仕事と子育ての両立の観点から、受け入れ体制の拡充が必要です。
- 「プレコンセプションケア」に対する、15～17歳や妊婦の認知度は4%程度とまだ低く、若い世代からの教育、周知啓発が重要です。朝食の欠食や睡眠不足など、正しい生活習慣が送れていないこども、若者、妊婦が一定数おり、生活習慣の改善やメンタルヘルスケアの支援が必要となっています。

(3) 特別な支援を必要とするこどもの状況

- 小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人の方が、そうでない人よりも、こどもを部活動に参加させることができなかった経験やこどもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっており、こどもの学習機会や体験の有無に差が生まれていることから、家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していくことが必要です。
- 本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、4年前の令和元年度の637人から2倍以上となっています。不登校となっている児童・生徒に寄り添ってその理由を丁寧に確認し、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。
- 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数についても増加傾向にあり、虐待の予防、早期発見、早期対応が必要となっています。また、親子関係の形成支援や、伴走型の支援が重要です。
- 小中学校の特別支援学級の児童・生徒数や、障がい福祉サービスの利用児数が増加傾向にあるなど、特別なニーズのあるこどもに対して、特別支援教育や福祉サービスの充実、包摂(インクルージョン)の推進などが重要です。また、母子保健や子育て支援の事業などにより、発達特性に気づいたときから丁寧に支援を提供していくことも重要です。

(4) 若者のライフプランに関する状況

- 若者ワークショップでは、社会との接点が少なく、自身の将来の姿を描けないまま就職活動が始まってしまうという声がありました。学校の中にとどまらず、社会とのつながりが生まれる機会を作っていくことが重要です。
- また、キャリアやお金、子育てについての教育が不十分であり、将来への不安が大きいという声もあり、地域人材の活用も視野に入れ、キャリア教育やライフプランを考える機会を設けることが必要です。
- 本市の女性就業率は、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。若い女性が希望する仕事に就き、活躍できるよう、社会的な意識醸成や就業機会の確保に取り組み、キャリア形成を支援していくことが重要です。
- プレコンセプションケアの認知度は低い状況にあり、妊娠を含めた生涯の健康づくりに向けてさらなる推進が必要となっています。

(5) 子育て当事者の状況

- 妊婦のこども家庭センターの認知度は50%程度となっており、さらに認知度を高め、子育てについての困りごとや悩みを解消できるよう相談につなげていくことが求められます。また、妊娠中および子育て中の母親、父親に寄り添い、個々の状況に合わせた支援ができるよう体制の充実が必要です。
- ひとり親世帯では、親とこどもだけの家庭が75%程度で、孤立しないよう地域での支援が必要です。子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。また、経済的に苦しいと感じる家庭が多く、就業支援や養育費確保等の支援、福祉資金の貸付やこどもの学習支援の活用などについても推進していく必要があります。

第3章 施策の展開

1. 施策体系

めざす姿	基本方針	推進施策
こどもたち一人ひとりが主人公 誰もが自分らしく輝くまっやまっ	(1) こどもの権利を尊重し、 社会全体で こども・若者を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の意見表明の推進 ② 仕事と子育ての両立支援 ③ こどもまんなか社会の推進
	(2) こども・若者の 健やかな育ちを支える	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の居場所づくり ② 教育・保育の環境整備 ③ ライフステージに応じた切れ目ない支援
	(3) こども・若者を誰一人 取り残さず 重層的に支援する	<ul style="list-style-type: none"> ① 養育支援 ② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策 ③ 障がい、医療的ケア等支援 ④ いじめ、不登校、自殺対策
	(4) 若者が自ら希望する ライフプランの実現を 後押しする	<ul style="list-style-type: none"> ① 心身の健康向上 ② 出会い、結婚支援 ③ 就労、ライフプランニング支援
	(5) 安心して子育てできるよう 子育て当事者を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て世帯への経済的負担軽減 ② ひとり親家庭の自立促進 ③ 関係機関と連携した相談体制の構築

2. 事業一覧

松山市こども計画の基本方針及び推進施策に沿って展開する事業のうち、第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画に該当する事業は以下のとおりです。

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
1	2	ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
1	2	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
1	2	【従】延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課
1	2	【従】一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課
1	2	【従】一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課
2	1	児童クラブ運営事業	仕事などで昼間保護者がいない家庭の児童を放課後に預かり、遊びや生活の場を提供することによって、児童の健全育成を図る。	こどもえがお課
2	2	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課
2	2	一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課
2	2	一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課
2	3	こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課
2	3	【従】ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
2	3	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	1	養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	こども相談課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	1	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	1	【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
3	1	【従】要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行う。	こども相談課
3	2	子育てひろば等支援事業 (こども食堂部分)	無料または低価格でこどもたちに食事を提供し、こどもたちが地域の人たちと交流しながら、安心して過ごせる居場所であるこども食堂に対し助成を行う。	こどもえがお課
3	2	女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課
3	2	要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るほか、児童虐待防止を強化するため啓発活動を行う。	こども相談課
3	2	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を設け、相談対応や学校訪問を行うとともに、周知・啓発で認知度の向上に取り組み、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげる。	こども相談課
3	2	児童育成支援拠点事業	養育環境等に配慮を要する学童期のこどもに、居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などに加え、保護者への相談支援や関係機関の連絡調整を行う。	こども相談課
3	2	市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭等日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業)	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (高等職業訓練促進給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (自立支援教育訓練給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (就業支援講習会等事業)	ひとり親家庭の親とその子及び専婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (母子・父子自立支援員等による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (専門相談員による相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課
3	2	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
3	2	【従】母子父子専婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	2	【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
3	2	【従】助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
3	4	【従】こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口において、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課
4	3	雇用対策推進事業(若者等)	労働力を確保し、持続的な地域経済の活性化を図るため、若年者の職業能力開発・向上や求職者向けのリカレント教育など就労のための支援を実施する。	ふるさと納税・経営支援課
5	1	ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
5	1	ファミリー・サポート・センター運営等事業(利用料の助成に関する部分)	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。周知活動により提供会員の確保に努めるとともに、利用料の助成により利用促進を図る。	子育て支援課
5	1	助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課
5	1	小学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課
5	1	中学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課
5	1	就学援助費(医療費)支給事業	学校教育法等に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、特定の疾病にかかる医療費の援助を行う。	保健体育課
5	1	就学援助費(学校給食費)支給事業	学校給食法に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の援助を行う。	保健体育課
5	1	【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
5	2	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
5	2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業: まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭等日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業)	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (高等職業訓練促進給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (自立支援教育訓練給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (就業支援講習会等事業)	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (専門相談員による相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (母子・父子自立支援員等による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供)	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内を行う。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (養育費に関する情報提供と広報・啓発活動)	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する啓発を行う。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (親子交流に関する情報提供と広報・啓発活動)	こどもの立場からの親子交流について、広報・啓発をする。	子育て支援課
5	2	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
5	2	【従】女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課
5	2	【従】市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課
5	3	児童扶養手当支給事業 (民生委員児童委員等との連携強化)	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ。	子育て支援課
5	3	女性相談支援事業 (関係機関・団体との連携強化)	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。	子育て支援課
5	3	重層的支援体制整備事業	各相談支援機関の連携を強化し、世代や属性を問わない、より質の高い相談支援を行う。	長寿福祉課
5	3	【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課

第4章 個別計画記載事項

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)」に従い、「第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」では、ひとり親家庭等の自立に向けて、基本目標等を以下のとおり設定します。

1. ひとり親家庭等の家庭生活及び職業生活に関する事項(ひとり親世帯実態調査結果)

- ひとり親家庭等が孤立しないよう地域での支援が必要であり、子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。
- また、母子世帯では、非正規雇用である「パート・アルバイト」「派遣社員」の割合が40%程度で、自身の年間就労収入が300万円未満の割合が70%を超えており、就業支援や養育費確保等の支援についても推進していく必要があります。
- なお、家計を最も圧迫している費用は母子世帯・父子世帯ともに「食費」が最も多く、こどもの年齢が上がるにしたがって「育児・教育費」が生活費を圧迫している状況であり、経済的支援に加えてこどもの学習支援も推進していく必要があります。

➡各種サービスの認知度向上、就業支援・経済的支援の継続や学習支援の推進が必要

2. ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本方針

(1) 基本的な方向性

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、早期から育児、保育での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立・安定・向上を図ります。

※「松山市こども計画」施策体系(5)-②

(2) 実施する各施策の基本目標(施策の柱)

1. 子育て・生活の支援
2. 就業支援
3. 養育費の確保
4. 経済的支援

3. ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための具体的な取組

1. 子育て・生活の支援

ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないように、早い段階から育児、保育の援助や日常生活・緊急時のサポートを行うとともに、必要なサービスを適切に受けられるよう、支援制度等の情報などが確実に届くよう取り組みます。

【取組事業】

母子・父子自立支援員等による相談の充実、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供など

2. 就業支援

ひとり親家庭等の自立につながるよう、関係機関と連携しながら当事者の状況に応じた就労支援に取り組みます。

【取組事業】

ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等支給事業、自立支援教育訓練給付金支給事業、就業支援講習会等事業など

3. 養育費の確保

養育費を確実に確保できるよう、養育費の取り決めや、親子交流等に係る相談支援を行うとともに、民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の内容を踏まえて必要な支援を検討します。

【取組事業】

専門相談員による相談の実施、養育費に関する情報提供と広報・啓発活動など

4. 経済的支援

必要な世帯への各種手当等の活用を促し、子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、こどもの学習支援など、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めます。

【取組事業】

児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療助成事業、こどもの学習支援事業など

4. 成果指標

「第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の評価にあたり、以下の成果指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

施策の柱	成果指標	目標設定時	目標 (令和11年度)
1.子育て・ 生活の支援	①子育て短期支援事業の認知度	32.0% (令和6年度)	40%
	②ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度	33.3% (令和6年度)	40%
2.就業支援	③母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率	75.0% (令和5年度)	100%
	④高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑤自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	100% (令和5年度)	100%
3.養育費の確保	⑥養育費の取り決めをしている割合 (母子世帯)	57.2% (令和6年度)	70%
	⑦養育費を受領している割合 (母子世帯)	41.8% (令和6年度)	55%
4. 経済的支援	⑧土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和5年度)	100%
	⑨土曜塾プラスの参加者の大学等への進学率	—	100%

- 「1. 子育て・生活の支援」では、公的制度の認知度は概ね上昇傾向にあるものの、「子育て短期支援事業」及び「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は前回調査よりも低下していたため、まずは前計画の目標値(40%)の達成を目指し、「ひとり親家庭のしおり」の配布など、これまでの取組に加えて、助産施設など医療機関との連携や生活保護世帯への周知などを通じて、認知度向上に努めます。
- 「2. 就業支援」では、「母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率」を新たに設定し、母子・父子自立支援員がハローワーク等と連携して就業につなげます。
- 「3. 養育費の確保」では、国の目標値(養育費受領率 令和13年に40%)より高い目標値を設定し、相談支援や情報発信の強化に努めます。
- 「4. 経済的支援」では、学習支援の取組を通して、令和6年度から開始した高校生を対象の「土曜塾プラス」も、中学生が対象の「土曜塾」と同様に進学率100%を目指します。

第5章 計画の推進

1. 市民及び関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。あわせて、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、こども・若者の支援、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、地域の幅広い人材の確保、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、こども・若者・子育て当事者に対して、本計画の取組状況に対するアンケートを行い、ご意見や評価をいただくとともに、松山市子ども・子育て会議で、毎年度成果指標等について点検します。計画策定後には、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するに当たっては、こども・若者・子育て当事者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善や見直し及び新たな事業や取組の検討につなげます。

また、本計画に包含される各種個別計画部分について、「松山市子ども・子育て支援事業計画」は松山市子ども・子育て会議、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、「松山市成育医療等に関する計画」は松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会にて毎年度取組の進捗状況の管理及び評価を行います。